



所得区分／ストックオプションの権利行使益は、給与所得
—アプライド判決—

第 22 回 2008 年（平成 20 年）7 月 4 日

発表 大竹 千聡

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

第 22 回 MJS 租税判例研究会

平成 20 年 7 月 4 日(金)

大 竹 千 聡

所得区分／ストックオプションの権利行使益は、給与所得

—アプライド判決—

第一審 東京地裁 平成 13 年(行ウ)第 49 号
平成 15 年 8 月 26 日判決(納税者勝訴) ⇒一時所得

控訴審 東京高裁 平成 15 年(行コ)第 235 号
平成 16 年 2 月 19 日判決(課税庁勝訴) ⇒給与所得

上告審 最高裁第三小法廷 平成 16 年(行ヒ)第 141 号
平成 17 年 1 月 25 日判決(課税庁勝訴) ⇒給与所得

最高裁判決要旨(最高裁ホームページより)

米国法人の子会社である日本法人の代表取締役が、親会社である米国法人から親会社の株式をあらかじめ定められた権利行使価格で取得することができる権利(いわゆるストックオプション)を付与されてこれを行使し、権利行使時点における親会社の株価と所定の権利行使価格との差額に相当する経済的利益を得た場合において、上記権利は、親会社が同社及びその子会社の一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けた制度に基づき付与されたものであること、親会社は、上記代表取締役が勤務する子会社の発行済み株式の 100%を有してその役員の人事権等の実権を握り、同代表取締役は親会社の統括の下に子会社の代表取締役としての職務を遂行していたものといふことができ、親会社は同代表取締役が上記のとおり職務を遂行しているからこそ上記権利を付与したものであること、上記制度に基づき付与された権利については、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行使することができる、その権利を譲渡し、又は移転することはできないものとされていることなど判示の事情の下においては、同代表取締役が上記権利を行使して得た利益は、所得税法 28 条 1 項所定の給与所得に当たる。

I. 事案の概要

1. 事実関係

(1) 納税者甲は、平成7年1月～平成9年1月まで、日本法人A社の代表取締役。
A社は、米国法人B社の100%子会社。

B社は、同社及びその子会社(以下「B社グループ」)の一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して、これらの者にB社のストックオプションを付与する制度(以下、「本件ストックオプション制度」)を有している。

(2) 本件ストックオプション制度

① 被付与者の生存中は、その者のみがこれを行使することができ、その権利を譲渡し、又は移転することはできない。

② 権利行使期間は付与日から10年間とされているが、被付与者とB社グループとの雇用関係が終了した場合には、原則としてその終了の日から15日間に限りこれを行使することができる。

③ 被付与者は、付与日から6か月間はその勤務を継続することに、同意する。

(3) 甲は、A社在職中に、本件ストックオプション制度に基づき、B社との間で、ストックオプション付与契約(以下「本件付与契約」)を締結し、ストックオプション(以下「本件ストックオプション」)を付与された。

その際、甲は、B社との間で、本件ストックオプションについて、その付与日から1年を経過した後に初めてその一部につき権利を行使することが可能となり、その後も一定期間を経た後に順次追加的に権利を行使することが可能となる旨の合意をした。

(4) 甲は、平成8年から10年までに、本件ストックオプションを行使し、それぞれの権利行使時点におけるB社の株価と所定の権利行使価格との差額に相当する経済的利益として、下記の権利行使益(以下、「本件権利行使益」)を得た。

平成 8年中… 4059万4875円

平成 9年中… 1億5522万8062円

平成10年中… 1億6372万0875円

(5) 甲は、本件権利行使益が所得税法34条1項所定の一時所得に当たるとして、平成8年分から10年分までの所得税について、確定申告書を提出した。

課税庁は、所得税法28条1項所定の給与所得に当たるとして、平成12年2月29日付けで、上記各年分の所得税につき増額更正をした。(但し、平成12年7月28日付の異議決定により、平成8年分の所得税に係る増額更正については一部取消した)

甲は、上記増額更正の取り消しを求めた。

2. 争点

- (1) 所得区分
- (2) 信義則違反
- (3) 理由附記の不備…主たる争点ではないので今回では取り上げない。

<納税者の主張…地裁及び高裁より>

(1) 所得区分…一時所得

① 給与所得に該当しない

昭和 56 年の最高裁判決によると、給与所得とは、「雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう」(対価性要件)としたうえで、「給与所得については、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない」(雇用類似要件)としている。

- ・権利行使益は、付与会社から従業員等に給付されるものではなく、会社の株価に左右され、権利行使者の投資判断に基づくものであるから、権利行使者の労務の対価ではない。
- ・甲は A 社の代表取締役で、B 社に労務提供はしていない。親会社が子会社の取締役等に対しストックオプションを付与しており、親会社と当該取締役等との間には雇用関係がないので、雇用類似要件を欠く。

② 一時所得に該当する

一時所得は、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外」、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」

- ・給与所得ではないことは①でのとおり。
- ・他の 7 つの所得区分にも該当しない。
- ・株価の値上がりにより生じる所得であることから一時性と偶発性を有する。

③ 一時所得に該当するので雑所得ではない

(2) 信義則違反

法律上明記されていなかったため、課税庁は、昭和 59 年以降、外国親会社からのストックオプションはその権利行使価格と株価との差額が一時所得に該当する旨の見解を明らかにし、税務職員は一時所得として取り扱ってきた。その後平成 10 年になって、課税庁は同所得が給与所得に該当するとする見解に変更した。かかる変更は、上述したように納税負担が倍になる上、当局の見解を信頼して行動してきた納税者の信頼を損ねることになる。

<課税庁の主張…地裁及び高裁より>

(1) 所得区分……給与所得

① 給与所得に該当する

給与所得の本質は、非独立的・従属的労働の対価という点にあるが、この場合の対価は、雇用契約等の反対給付に限定されるものではなく、従業員等の地位に基づいて給付される限り、労務の対価としての性質を有し、給与所得に該当する。

・勤務先会社からのストックオプション付与契約は、従業員等の地位に基づいて付与される。ストックオプション付与会社は、従業員等の貢献度に応じて、付与するストックオプションの権利行使益の多寡に影響する一定の条件を定めているので、従業員等が提供した労務の質ないし量と給付との間に相関関係も有する。

・給与所得であるか否かの判断要素は、従業員等の立場からみて、それが従業員等たる地位に基づき、一定期間に空間的・時間的な支配を受けつつ労務を提供したことの対価かどうかであり、支配を受けたのが親会社であるか子会社であるかは、特段の意味はない。親会社が子会社の従業員等を対象とするストックオプション付与制度を有しているのは、子会社等の従業員等の勤労意欲の向上等により親会社の業績が向上することを期待できるからである。

・米国人 B 社は甲の使用者である。

(他の多くのストックオプション裁判は、外国親会社とストックオプションの付与を受けた子会社の従業員等とは雇用関係がなかったのに対し、本件では、甲はB社の副社長でもあった)

② 一時所得に該当しない

偶発性・一時性があるものであったとしても、従業員等は、確実に利益を得ることができる状況の下に権利を行使しているので、権利行使益を偶然に取得したものとはいえない。

権利行使益が、子会社の従業員等としての地位及びその勤務に密接に係る所得であることは明白であって、雑所得の要件である「労務その他の役務…の対価としての性質」を有するので、一時所得には該当しない。

③ 仮に給与所得にあたらないとしても、一時所得と解する余地はなく、少なくとも雑所得には該当する。

(2) 信義則違反

信義則違反により課税処分が取り消されるのは、納税者間の平等・公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分にかかる課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情がある場合に限られる。本件ではそのような事情は認められない。

<判決>

(1) 所得区分…最高裁判決

本件ストックオプション制度に基づき付与されたストックオプションについては、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行使することができ、その権利を譲渡し、又は移転することはできないものとされているというのであり、被付与者は、これを行使することによって、初めて経済的な利益を受けることができるものとされているということができる。そうであるとすれば、B社は、上告人に対し、本件付与契約により本件ストックオプションを付与し、その約定に従って所定の権利行使価格で株式を取得させたことによって、本件権利行使益を得させたものであるということから、本件権利行使益は、B社から上告人に与えられた給付に当たるものというべきである。本件権利行使益の発生及びその金額がB社の株価の動向と権利行使時期に関する上告人の判断に左右されたものであるとしても、そのことを理由として、本件権利行使益がB社から上告人に与えられた給付に当たることを否定することはできない。

ところで、本件権利行使益は、上告人が代表取締役であったA社からではなく、B社から与えられたものである。しかしながら、前記事実関係によれば、B社は、A社の発行済み株式の100%を有している親会社であるというのであるから、B社は、A社の役員の仕事等の実権を握ってこれを支配しているものとみることができるのであって、上告人は、B社の統括の下にA社の代表取締役としての職務を遂行していたものということができる。そして、前記事実関係によれば、本件ストックオプション制度は、Bグループの一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものであり、B社は、上告人が上記のとおり職務を遂行しているからこそ、本件ストックオプション制度に基づき上告人との間で本件付与契約を締結して上告人に対して本件ストックオプションを付与したものであって、本件権利行使益が上告人が上記のとおり職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らかというべきものである。そうであるとすれば、本件権利行使益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして、所得税法28条1項所定の給与所得に当たるといえるべきである。

(2) 信義則違反…上告審不受理のため高裁判決

被控訴人(甲)は、課税庁の一時所得の見解を信頼したが故に、本件付与契約を締結したり、本件ストックオプションを行使して所得を得たというような特別な事情はうかがわれない。他方、本件権利行使益を一時所得として取り扱った場合には、平成10年以降正当な取り扱いへの統一がされた後に給与所得として申告した者との間に法の適用について著しい不平等を生じることになる。したがって、被控訴人の主張は、採用することができない。

II. 検討

1. 判決によるストックオプションの捉え方の相違

給与所得説／本件高裁判決

…ストックオプション制度を「付与会社は、ストックオプションの付与契約において、現実に被付与者が権利行使した場合には、その時点での当該株式の株価と権利行使価格との差額相当の経済的利益を被付与者に取得させることを合意したものと捉え、権利行使益は「付与会社から被付与社に移転された経済的利益である」としている。

一時所得説／本件地裁市村裁判長の他のストックオプション裁判での判決

…本件プランに基づくストックオプション制度は、従業員等に将来の株価の上昇による利益そのものを提供することを約束するものではなく、そのような場合の利益に関与できる機会を与えるものであり、これに魅力を感じた当該従業員等が就労の継続を希望するであろうという事実上の効果によって、必要な人材の維持を図ろうとする制度である。(H16.12.17)

(1) スtockオプション制度とは

株式会社が取締役や従業員に対して、あらかじめ定められた一定の権利行使価格で自社株式(ストック)を購入できる権利(選択権=オプション)を与える制度。この制度は、平成9年5月の改正商法によって導入され、平成14年4月施行の改正商法で「新株予約権の無償発行」として整備された。

(2) スtockオプションの仕組みは

- ① 会社の役員・従業員に対し、「新株予約権」を発行。
- ② 株価が上昇し、権利行使価格を上回った時点で、権利を行使。
- ③ 会社は権利の行使を受け、新株又は会社の有する自己株式(金庫株)を交付。
- ④ 権利行使価格で取得した株式を時価で売却することにより譲渡益を取得。

(3) 権利行使の実態

権利行使の意思表示は、所定の権利行使申込書を会社に提出。通常は代行機関に申込みから株式代金の払込み、株式の受領までの一切を委任。(代行機関は銀行や証券会社の系列のサービス会社。株式代金の融資又は銀行からの借入れ、証券会社との取引も代行する)

ほとんどの場合、権利行使と同時に取得株式を売却するため、株式の売却代金から権利行使価格と利息、株式売買手数料、代行手数料を差し引いた金額が依頼者に送金される。(参考資料1…顧客からの資料のため、ネット上は不掲載)

従って、上記のケースでは、権利行使時の時価が取得価格=売価となるため、株の譲渡所得は発生しない。(但し、譲渡費用は発生しているため、損失が出るので他の株式の売却益が出ている場合は損益通算できる)

2. 法人税法第37条（寄附金の損金不算入）との関係

第2項 内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して支出した寄附金の額があるときは、その寄附金の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第7項 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

第8項 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。

したがって、経済的利益であるならば、いわゆる寄付行為になるのではないか。

子会社の代表者に対する行為を、

子会社に対する行為と考えるなら、親会社は寄附金課税、子会社は受贈益。

個人に対する寄附行為と考えるならば、親会社は寄附金課税、個人一時所得。

3. 所得の分類

「所得は、その性質や発生の態様によって担税力が異なる。公平負担の観点から、各種の所得についてそれぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定める」といわれている。

利子所得と配当所得の担税力の違いは何か?!

退職金を給与所得として課税しようという話も出ている。

また、近年、金融所得課税の一体化という方向から二元的所得税についても論じられている。所得を勤労所得と資本所得に分けて課税するというものである。この課税方法の賛否はともかく、この考え方にあてはめた場合、給与は迷うことなく勤労所得であり、ストックオプションはキャピタルゲインであることから資本所得と分類されるのではないか。

多様化した現代社会のさまざまな所得について、それを10種類に分ける行為自体に矛盾が出てきていると思われる。

所得区分そのものを抜本的に見直す必要があるのではないだろうか。

(参考資料2)所得の区分のあらまし

[平成19年4月1日現在法令等] (国税庁ホームページ、タックスアンサーより)

- (1) 利子所得とは、預貯金や公社債の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。
 - (2) 配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける配当や公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託及び特定目的信託の収益の分配などに係る所得をいいます。
 - (3) 不動産所得とは、土地や建物などの不動産の貸付け、地上権などの不動産に設定されている権利の貸付け、船舶や航空機の貸付けなどによる所得をいいます。
 - (4) 事業所得とは、商工業者、農漁業者、医師、弁護士、俳優、競馬騎手などのように、事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得をいいます。
(注)不動産の貸付けや山林の譲渡による所得は、事業所得ではなく、原則として、不動産所得や山林所得になります。
 - (5) 給与所得とは、サラリーマンなどが勤務先から受ける給料、賞与などの所得をいいます。
 - (6) 退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当や一時恩給などの所得をいいます。
 - (7) 山林所得とは、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによって生ずる所得をいいます。ただし、山林を取得してから5年以内に伐採又は譲渡した場合には、山林所得ではなく、事業所得又は雑所得になります。
 - (8) 譲渡所得とは、土地、建物、ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得をいいます。ただし、事業用の商品などの棚卸資産、山林、減価償却資産のうち一定のものなどを譲渡することによって生ずる所得は、譲渡所得となりません。
 - (9) 一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のもので、労務や役務の対価でもなく、さらに資産の譲渡による対価でもない一時的な性質の所得をいいます。
(例)懸賞や福引の賞金品、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、法人から贈与された金品
 - (10) 雑所得とは、上記(1)から(9)の所得のいずれにも該当しない所得をいいます。
(例)年金や恩給などの公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金
- (所法23、24、26～28、30、32～35、所基通34-1、35-2)

Ⅲ. 波紋

1. ストックオプション課税の問題

(1) 平成7年新規事業法改正以前においては、「発行法人から有利な発行価額により新株等を取得する権利を与えられた場合には、当該権利を行使して新株等の申し込みをした時に、上記発行価額と権利行使時の新株等の価額との差額に対し、一時所得として課税すること」としつつ、当該権利が従業員等に対し支給すべきであった給与等または退職手当等に代えて与えられたと認められる場合には、給与所得又は退職所得とする旨定めていた。

平成7年の新規事業法改正以降は、当該発行法人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関して当該権利を与えたと認められる場合には、給与所得又は退職所得とし、これら以外の場合には、一時所得とする旨の改正が行われた。

平成9年5月の商法改正に伴い、商法に基づくストックオプションについて、一定の場合には、権利行使時に所得税を課税せず、株式を譲渡した時点で、譲渡価額と権利行使価格との差額に対し、譲渡所得として課税する旨、規定された。
(=税制適格ストックオプション)

平成13年の商法改正を受けて、措置法29条の2及び所得税法施行令84条がそれぞれ改正されたほか、所得税基本通達23～35共―6においても、原則として給与所得とし、職務の遂行と関連を有しない場合は雑所得と規定された。

平成14年には、ストックオプションにつき給与所得とする通達が出た。

(2) 税制適格の要件

- ①外国の親会社ではなく、日本の会社が取締役や従業員に対してストックオプションを付与する場合
- ②付与対象者が自社の取締役か従業員である場合。もしくは発行済株式総数の50%超を直接または間接に保有する法人の取締役か従業員。
- ③付与決議があってから2年以上10年以内に権利を行使した場合
- ④権利行使価額が1,200万円を超えない場合
- ⑤権利行使時の株価が契約締結時の1株当たりの時価以上の場合

税制適格を満たさない場合には、所得税基本通達23～35共―6の要件に従い権利行使時において、給与所得、退職所得、又は雑所得として課税される。

ストックオプションの付与者が外国法人か、日本法人かで所得の種類が異なり、また税制上の優遇措置の有無もある。この差別の解消が今後の問題ではないか?!

権利行使時…適格→課税なし

非適格→権利行使時の時価と権利行使価額との差額が給与課税

売却時…適格→売却価額と権利行使価額との差額が譲渡所得

非適格→売却価額と権利行使時の時価との差額が譲渡所得

(参考)

会社法施行日（平成18年5月1日）後に付与されたストックオプション会計基準

権利付与時…株式報酬費用／新株予約権

権利行使時…現預金／資本金

新株予約権

権利失効時…新株予約権／新株予約権戻入益

2. 過少申告加算税の課税処分取消

この後、最高裁では、所得種類が給与所得であることを前提にすると、一時所得として申告した納税者に対し、その申告税額が結果的に過少となるので、過少申告加算税が課された点について争われ、過少申告加算税の課税処分を取り消した。

(1) 最高裁平成18年10月24日判決

「ストックオプションの権利行使益の所得税法上の所得区分に関して、かつてはこれを一時所得として取り扱い、課税庁の職員が監修等をした公刊物でもその旨の見解が述べられていたが、平成10年分の所得税の確定申告の時期以降、その取り扱いを変更し、給与所得として統一的に取り扱うようになったものである。この所得区分に関する所得税法の解釈問題については、一時所得とする見解にも相応の論拠があり、最高裁平成17年1月25日によってこれを給与所得とする当審の判断が示されるまでは、下級審の裁判例においてその判断が分かっていたのである。このような問題について、課税庁が従来での取り扱いを変更しようとする場合には、法令の改正によることが望ましく、仮に法令の改正によらないとしても、通達を発するなどして変更後の取り扱いを納税者に周知させ、これが定着するよう必要な措置を講ずべきものである。ところが、(省略)課税庁は、課税上の取り扱いを変更したにもかかわらず、その変更をした時点では通達によりこれを明示することなく、平成14年6月の所得税基本通達の改正によって初めて変更後の取り扱いを通達で明記したというのである。(省略)以上のような事情においては、

(省略)真に上告人の責に帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお上告人に過少申告加算税を付加することは不当又は酷になるというのが相当であるから、国税通則法第65条第4項にいう『正当な理由』があるものというべきである」

(2) 最高裁平成18年11月16日判決

(3) 最高裁平成19年7月6日判決

上記いずれも(1)に準じた判決となっている。

この判決により、本件事案の裁判の争点のひとつ、「信義則違反」について、実質的にはフォローされたように思われる。

3. 役員退職慰労金としてのストックオプション

近年、従来の役員退職慰労金制度から、新株予約権を利用した類似する報酬制度を採用し、ストックオプションを退職金として役員に支給する企業が増加。2007年1年間で役員の退職金をこの制度に変更した企業は158社、前年比4割増（日経新聞より）。

平成16年11月、伊藤園が国税庁へ照会した文書の回答で、このような新株予約権の付与について、退職所得として認められた。今後も増えていくのではないか。

(参考資料3)

伊藤園が国税庁に照会した文書に対する回答(国税庁ホームページより)

<権利行使期間が退職から10日間に限定されている新株予約権の権利行使益に係る所得区分について>

1 事前照会の趣旨

当社は、下記2の「事前照会に係る取引等の事実関係」に記載のとおり、平成16年9月1日に第2回新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）を発行しました。

本件新株予約権は、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金の過去積立未精算分に相当するものであります。

また、本件新株予約権の付与対象者は、付与時に就任している役員であり、その権利行使期間は、役員を退任した日の翌日から10日間に限定しております。

このように、権利行使期間を短期間に限定したのは、本来、役員退職慰労金は役員が退任した場合、過去の労務の対価であるので、速やかに支給すべき性質のものであったためであります。

よって、本件新株予約権は現実に役員を退任しなければ権利行使ができないものであり、しかも上述のとおり退任後極めて短期間に一括して権利行使をしなければならないことになっております。

以上により本件新株予約権の権利行使益は、実質的に役員退職慰労金の対価としての性質を有しており、かつ、権利行使期間を役員退任後10日間に限っていることから、所得税法第30条第1項に規定する「退職により一時に受ける給与」と考えますので、権利行使時の課税関係を退職所得扱いとして差し支えないでしょうか。

2 事前照会に係る取引等の事実関係

当社及び当社の100%子会社である伊藤園産業株式会社及び株式会社沖縄伊藤園（以下「子会社」という。）は、平成14年8月より役員退職慰労金の新規積立を停止しておりましたが、平成16年9月をもちまして役員退職慰労金制度を廃止しました。

これに伴い、役員退職慰労金の過去積立未精算分につきましては、金銭での支給は行わず、当社及び当社子会社の役員（以下「対象者」という。）に対して、当社の普通株式を付与する「本件新株予約権を無償で付与する議案」を平成16年7月28日開催の当社定時株主総会に付議し、商法第280条の21第1項（特に有利な条件による新株予約権の発行）に定める特別決議を得ております。

更に平成16年8月27日開催の当社取締役会において、本件新株予約権の発行に関する取締役会決議を得て、平成16年9月1日に本件新株予約権を発行いたしました。

本件新株予約権は、権利行使時の権利行使価額を1株当たり1円とし、その権利行使期間は、発行日から30年以内において、役員を退任したときに、退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、一括して権利行使しなければならないことになっております。

本件新株予約権には、取締役会の承認を要する旨（商法第280条の20第2項第8号）の譲渡制限を定めるとともに、更に当社と対象者との間で締結した本件新株予約権割当契約書第8条において、本件新株予約権の譲渡を禁止する旨の条項を定めております。

3 2の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由

上記2の「事前照会に係る取引等の事実関係」に記載のとおり、平成16年9月1日に発行した本件新株予約権は、無償にて発行され、商法第280条の21第1項（特に有利な条件による新株予約権の発行）に定める株主総会の特別決議を経て発行されたため、所得税法施行令第84条第3号に規定する新株予約権に該当します。

所得税基本通達23～35共-6(2)イにより、株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分は、上記所得税法施行令第84条第3号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合、発行法人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるときは、所得税基本通達23～35共-6(1)の取扱いに準ずるとされており、その(1)においては、給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定し

ている者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上がり益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とするとされています。

更に、「平成16年版所得税基本通達逐条解説（発行所：財団法人大蔵財務協会）」通達23～35 共-6の解説の(1)（注）において、「退職した場合に限り権利行使を認めることとしているなど、退職に基因して権利行使が可能となっていると認められる場合には、給与の一種ではあるが、退職により一時に受けるもの（実現するもの）ということとなるため、これを退職所得として課税することになる。」と説明されています。

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下「退職手当等」という。）に係る所得をいうものとされ（所法30①）、退職手当等とは、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与をいうものとして取り扱われています（所基通30-1）。

本件新株予約権は、現実には役員を退任しなければ権利行使をすることができず、また、退任後極めて短期間に一括して権利行使をしなければなりません。

したがって、本件新株予約権について課税関係が生じるのは、退任後の権利行使時（本件新株予約権を割り当てられた時に就任していた会社の役員を退任した日の翌日から10日間）であることから、本件新株予約権の権利行使益は、所得税法第30条第1項に規定する「退職により一時に受ける給与」と認められ、退職所得として課税されるものと判断されます。

関係条文

所得税法第30条第1項

所得税法施行令第84条第3号

所得税基本通達30-1、23～35 共-6

(関係条文)

所得税法

第28条1項 (給与所得)

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与 (以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。

第30条1項 (退職所得)

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。

第34条1項 (一時所得)

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

所得税法施行令

第84条 (株式等を取得する権利の価額)

発行人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合 (株主等として与えられた場合 (当該発行人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。))を除く。)における当該権利に係る法第36条第2項 (収入金額) の価額は、当該権利の行使により取得した株式 (これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。) のその行使の日 (第5号に掲げる権利にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日 (払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条 (商法の一部改正) の規定による改正前の商法第280条ノ21第1項 (新株予約権の有利発行の決議) の決議に基づき発行された同項に規定する新株予約権 当該新株予約権の行使に係る新株の発行価額 (当該新株予約権の行使により当該発行人の有する自己の株式の移転を受けた場合には、当該株式の譲渡価額)

租税特別措置法

第29条の2 (特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)

会社法 (平成17年法律第86号) 第238条第2項若しくは会社法の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下この項において「平成17年旧商法」という。）第280条ノ21第1項若しくは商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）第1条の規定による改正前の商法（以下この項において「旧商法」という。）第280条ノ19第2項又は商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）第1条の規定による改正前の商法（以下この項において「平成13年旧商法」という。）第210条ノ2第2項の決議（会社法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む。）により新株予約権（政令で定めるものに限る。以下この項において「新株予約権」という。）若しくは旧商法第280条ノ19第2項に規定する新株の引受権（以下この項において「新株引受権」という。）又は平成13年旧商法第210条ノ2第2項第3号に規定する権利（以下この項において「株式譲渡請求権」という。）を与えられる者とされた当該決議（以下この条において「付与決議」という。）のあつた株式会社又は当該株式会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数若しくは総額の100分の50を超える数若しくは金額の株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める関係にある法人の取締役、執行役又は使用人である個人（当該付与決議のあつた日において当該株式会社の政令で定める数の株式を有していた個人（以下この項及び次項において「大口株主」という。）及び同日において当該株式会社の大口株主に該当する者の配偶者その他の当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人（次項において「大口株主の特別関係者」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において「取締役等」という。）又は当該取締役等の相続人（政令で定めるものに限る。以下この項、次項及び第5項において「権利承継相続人」という。）が、当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約により与えられた当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る契約において、次に掲げる要件が定められているものに限る。以下この条において「特定新株予約権等」という。）を当該契約に従つて行使することにより当該特定新株予約権等に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。ただし、当該取締役等又は権利承継相続人（以下この項及び次項において「権利者」という。）が、当該特定新株予約権等の行使をすることにより、その年における当該行使に係る株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額又は株式の譲渡価額を含む。以下この項及び次項において「権利行使価額」という。）と当該権利者がその年において既にした当該特定新株予約権等及び他の特定新株予約権等の行使に係る権利行使価額との合計額が、1200万円を超えることとなる場合には、当該1200万

円を超えることとなる特定新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。

- ① 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使は、当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間に行わなければならないこと。
- ② 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、1200万円を超えないこと。
- ③ 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使に係る1株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時ににおける1株当たりの価額に相当する金額以上であること。
- ④ 当該新株予約権については、譲渡をしてはならないこととされていること。
- ⑤ 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使に係る株式の交付（新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。次号において同じ。）が当該交付のために付与決議がされた会社法第238条第1項若しくは平成17年旧商法第280条ノ21第1項若しくは旧商法第280条ノ19第2項又は平成13年旧商法第210条ノ2第2項第3号に定める事項（取締役、執行役又は使用人の氏名を除く。）に反しないで行われるものであること。

当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により取得をする株式につき、当該行使に係る株式会社と証券業者又は金融機関で政令で定めるもの（以下この条において「証券業者等」という。）との間であらかじめ締結される新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により交付をされる当該株式会社の株式の保管の委託又は管理及び処分に係る信託（以下この条において「管理等信託」という。）に関する取決め（当該保管の委託に係る口座又は当該管理等信託に係る契約が権利者の別に開設され、又は締結されるものであること、当該口座又は契約においては新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により交付をされる当該株式会社の株式以外の株式を受け入れないことその他の政令で定める要件が定められるものに限る。）に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所（第4項において「営業所等」という。）に保管の委託又は管理等信託がされること。

所得税基本通達

23～35 共-6（株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分）

発行法人から令第84条各号《株式等を取得する権利の価額》に掲げる権利を与えられた場合（同条の規定の適用を受ける場合に限る。以下23～35 共-6の2にお

いて同じ。)の当該権利の行使による株式(これに準ずるものを含む。以下23~35共-9までにおいて同じ。)の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。(昭49直所2-23、平8課法8-2、課所4-5、平10課法8-2、課所4-5、平14課個2-5、課資3-3、課法8-3、課審3-118、平18課個2-18、課資3-10、課審4-114改正)

(1) 令第84条第1号又は第2号に掲げる権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行行使した場合 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(2) 令第84条第3号又は第4号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 発行人と当該権利を与えられた者との関係等に依り、それぞれ次による。
イ 発行人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき(1)の取扱いに準ずる。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項((特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等))に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(3) 令第84条第5号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

(注) (1)及び(2)の取扱いは、発行人が外国法人である場合においても同様であることに留意する。

30-1 (退職手当などの範囲)

退職手当等とは、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与をいう。したがって、退職に際し又は退職後に使用者等から支払われる給与で、その支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同性質であるものは、退職手当等に該当しないことに留意する。

(参考文献)

金子宏著／法律学講座双書 租税法 第十版 (平成 17 年、弘文堂)

山田二郎編／実務 租税法講義—憲法と租税法— (平成 17 年、民事研究会)

鳥飼総合法律事務所編／不服申立て税務訴訟の実務 (平成 17 年、清文社)

中里実・神田秀樹編著／ビジネス・タックス 企業税制の理論と実務
(平成 17 年、有斐閣)

水野忠恒他編／別冊ジュリスト NO.178 租税判例百選 [第 4 版]
(平成 17 年、有斐閣)

租税事件訴訟研究会／租税判例の回顧 平成 16 年下半期
(月刊「税理」平成 17 年 12 月号別冊付録Ⅱ)

志岐昭敏著／ストックオプション判決にみる課税事実の捏造と税法適用の偽装
(平成 20 年アカサカ経理センター出版部)

小田満編／平成 5 年版例解問答式 所得税の実務 (平成 5 年、日本税経研究会)